

視覚障がい者誘導用ブロック敷設基準・同解説

令和2年5月改訂

大阪市建設局

まえがき

建設局では、視覚障がい者の歩行環境を改善するために、昭和42年以降、公共交通機関（駅、バス停留所）から視覚障がい者がよく利用する施設（公共施設、医療機関、福祉施設など）までの経路や、交通管理者が設置する音響信号機の新設に併せて交差点に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を行っている。

敷設方法については、昭和50年に当時の大阪市盲人福祉協会の協力のもと視覚障がい者の方への歩行実験を行い、当時の土木工事標準図集（平成14年6月）に掲載している方法にて敷設していたところである。

しかし、平成12年11月15日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」）及び「道路の移動円滑化整備に関する基準」の施行を受け、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」）が平成15年1月に出版され、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設方法についても明記されており、建設局が策定した従来の方法と多少の違いが生じていた。

このようなことから、全国的なユニバーサルデザインやノーマライゼーションの思想が普及されつつあり、また視覚障がい者誘導用ブロックの形状についても従来定められていなかったが、平成13年にJIS（日本工業規格）化されたことにより、全国的に統一された形状・敷設方法が求められていた。

平成17年1月に策定した「視覚障害者誘導用ブロック敷設基準・同解説」は、従来の敷設方法からガイドラインの方法へ移行することによる確認や、ガイドラインに記載の無い方法及び歩道幅員、交差点形状などの様々な道路について、敷設方法の統一性を確保するために、視覚障がい者の歩行訓練を行っている訓練士の方へのヒアリングや、道路状況を想定し実際に敷設した数種類の方法について、視覚障がい者に実際に歩行してもらうとともに、一部模型も使用したヒアリングを行い、それぞれの敷設方法についての意見を参考に、大阪市の工夫を加えた指針であり、大阪市内の道路について新設、補修、改良などの際の基準としたものである。

本改訂については、前回の策定以降、10数年経過しており、ガイドラインなどが改正されていることから、改正内容を踏まえて改訂するものである。

目 次

第1章 総則	1
1-1 目的	1
1-2 適用の範囲	1
1-3 視覚障がい者誘導用ブロックの定義	1
1-4 視覚障がい者誘導用ブロックの種類	2
1-5 計画	2
1-6 誘導経路	2
1-7 敷設の考え方	2
1-8 敷設の原則	3
第2章 材料	5
2-1 形状・寸法等	5
2-2 色 彩	7
2-3 材 質	8
第3章 敷設方法	9
3-1 敷設方法	9
(1) 歩道一般部	9
① 線状ブロックの列数	9
② 線状ブロックの位置	9
③ 直線部の線状ブロック上にハンドホール等がある場合	10
④ 歩道の分岐点での敷設	13
⑤ 傾斜路部における敷設	14
⑥ 車両乗入部での連続性	15
⑦ 車両乗入部での車止めポストとの離隔	15
(2) 横断歩道口部	18
① 点状ブロック	18
② 線状ブロック	19
③ 連続誘導がある場合	22
④ 連続誘導がない場合	27
⑤ スクランブル横断歩道での敷設	35
⑥ 自転車横断帯がある場合	36
⑦ 信号柱等の構造物がある場合	37
(3) 横断歩道が無い歩道巻込部	38
① 連続誘導がある場合	38
② 連続誘導がない場合	38
(4) 中央分離帯・交通島部	40
(5) 横断歩道橋の昇降口	41
① 連続誘導がある場合	41

② 連続誘導がない場合	42
(6) 地下鉄・地下横断歩道などの出入口	43
① 連続誘導がある場合	43
② 連続誘導がない場合	45
(7) 誘導施設への入口部	47
① 連続誘導がある場合	47
(8) バス停留所部	49
① 連続誘導がある場合	49
② 連続誘導がない場合	51
(9) 踏切部での敷設が必要な場合	52
① 踏切手前	52
(10) 利用施設への誘導	54
① エレベーター	54
② 便所	54
(11) クリアランスシール	56
第4章 維持管理	58
4-1 維持管理	58
参考資料1 (ガイドラインと本基準との比較表)	59
参考資料2	62